写真１

写真２

●冬越しをするブナの苦労

今年は例年になく雪が降っては消え、平地にあまり積もっていませんが留山はがっちりと雪が積もっています。低木や冬越しする草たちは雪の下で春がくるのをじっと待っています。ブナは雪の上に体のほとんどを出しているので、冬の間は寒さを防ぐために大変な苦労をします。

ブナにとって最も恐ろしい事は幹の中にある水が凍ってしまわないかという事です。冬の間、水を蓄えていなければ、その心配がないのですが、それでは木の皮のすぐ内側にある大切な細胞が死んでしまいます。もし、そんな事が起こるとその木は春になっても細胞を増やすことができず、やがて死んでしまいます。

スギやマツなどは厚い皮を着けているので細胞が凍ることはまず無いようです。ところがブナの皮は５㎜ほどしかありません。これでは寒さを防ぎきれないようです。

●ブナの工夫

そこでブナはある工夫をしました。木の中にある水に糖分を加えるのです。そうすると水は０℃以下になっても凍りません。この方法を用いて冬を越している木にはカエデの小枝を折っておくと、ツララができますが、それをとって食べるとまるで甘いアイスキャンディーを食べているようです。

写真１のブナは留山で最も太い木でもう２００回近くも冬を越しています。ところが同じブナでも必要な糖分を作れないブナも出てきます。そのブナの木も寒い北風にさらされます。するとバーンという大きな音とともに幹が縦に割れることがあるといいます。春になるとそのブナはどうなるのでしょうか。

写真２は留山のブナ林ではなく二ツ森に登る途中にあるブナ林の様子です。この場所は谷底から吹き上げてくる風の通り道になっている所で、気温がとても低い場所です。標高も８００ｍを越えているので、留山とは比べものにならないくらい低温になります。

そのような場所に生えているブナは、糖分が十分でないらしく、幹の中の水分は凍ってしまいます。そうすると、水分の体積が増えて、その力で幹を割ってしまうのです。

さて、そのブナはどうなるのでしょうか。それが生き延びる場合が多いようです。生々しい縦にできたキズをやがて少しずつ修復していくのですが、そのキズ跡はずーっと後々にまで残るのです。

このようにして生きてきたブナが写真２の中に１本見られます。さてどのブナの木でしょうか？そうです、左手にある太いブナの幹をよく見て下さい。下の方から上の方に細長い〝みぞ〟が見えますね。これがキズ跡なのです。

●留山は地すべり地形

それにしては留山のブナが過去に割れたと思われる数が非常に少ないのです。もしかしたら、そのようなブナの木は無いのかもしれません。

留山のブナ林はなぜ凍りにくいのでしょうか。これには深いわけがあります。

実は留山の大地は地すべりでできた形となっているのです（イラスト）。山がくずれてゆるやかな傾きの地面ができ上がります。するとその部分が周りより低いので風当たりが弱まってしまうのです。まるでブナの林が冬囲いで包まれている様子となっているのです。

やがて春になると寒い冬を生き抜いた喜び表すかのように一斉に薄緑色の若芽を出し始めます。その時は、留山のブナたちを祝福に入山するのもいいかも知れませんね。

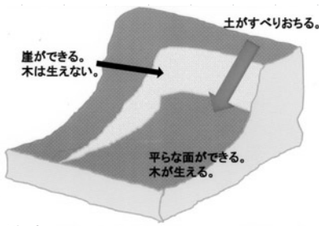

地すべりのかたち

八峰白神ジオパーク推進協議会
会長　工藤英美
〒018-2612
秋田県山本郡八峰町八森字ノケソリ116　旧岩館小学校内
TEL０１８５―７８―２４２７

税務署からのお知らせ

相続税の基礎控除額が引き下げられます

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。
平成27年１月１日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

１．遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除が引き下げられます。

改正前	改正後
5,000万円＋1,000万円×法定相続人数	3,000万円＋600万円×法定相続人数

※被相続人（亡くなられた方）から相続または遺贈によって財産を取得した方それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した方は、相続税の申告が必要となります。
また、相続税の申告が必要となる場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の納税地を所轄する税務署に相続税の申告と納税が必要となります。

２．相続税の税率構造

最高税率の引き上げなど税率構造が変わります。

３．税額控除

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

	改正前	改正後
・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	10万円×20歳に達するまでの年数
・障害者控除	6万円（特別障害者：12万円）×85歳に達するまでの年数	10万円（特別障害者：20万円）×85歳に達するまでの年数

４．小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。下記は居住用宅地の適用対象面積の見直し。

改正前	改正後
上限240㎡	上限330㎡

■問合せ先　能代税務署　個人課税部門　☎５２―６１１１（代表）
※税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話等により予約の上、税務署へお越しください。

葬儀用供物の事ならお任せください。
●その日からご利用頂ける商品券を添えてお届けします。
鮨待夢の商品券付き「送り飾り」
ご法要料理の事ならお任せください。
●会席折詰、各種オードブル、お刺身、もちろんお寿司も!!
八峰町プレミアム付商品券〈有効期限：平成27年２月13日〉取扱加盟店
お寿司の宅配とお持ち帰り
鮨待夢（すしたいむ）
SUSHI.TIME
能代店：能代市南陽崎31
TEL.0185-55-3277